

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月9日 07時25分ごろ
発生場所	三重県志摩市麦崎南南西方沖 麦崎灯台から真方位200° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 12.7′ 東経136° 49.9′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>こっふく</sup> 幸福丸は、漂流中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸福丸、5トン未満（長さ8.8m）
船舶番号、船舶所有者等	243-12046三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮流向 東
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で、志摩市波切所在のマリーナを出航し、麦崎南西方沖の釣り場で主機を中立運転とし、漂流しながら釣りを行っていたところ、船首を西方に向けたまま東方への潮流に流され、推進器が麦崎南方沖に敷設された定置網（以下「本件網」という。）のワイヤに引っ掛かった。</p> <p>船長は、ワイヤを掴んで、推進器からワイヤを外そうとしていたところ、ワイヤの直径が太くて重く、持ち上げられないので、本船が自力で離脱するのは困難と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>海上保安庁は、本件網を管理している漁業協同組合に救助協力を依頼し、同漁協所属の漁船（以下「本件漁船」という。）に海上保安官を乗船させ、本船の救助に向かった。</p> <p>本件漁船は、本船の船首からえい航索をとり、同索を船首方に引きながら、引っ掛かった場所を中心として時計回りに航走したところ、本件網のワイヤから外れ、本船を本件網から離脱させた。</p> <p>本船は、船長が自力航行可能であることを確認したのち、定係地のマリーナに帰航した。</p> <p>本件網は、海上保安庁が提供している定置漁具の敷設状況における漁具定置箇所図に明示されており、また、ランプ及び竹竿が設置され、竹竿の高さは海面上約4mであった。</p> <p>船長は、過去に何度も本事故発生場所付近で釣りを行っており、本件網の存在を認知していたが、釣りに意識を向けていたので、本船が</p>

	<p>潮流に流されて本件網に近づいていたことに気付かなかった。</p> <p>本船の喫水は、中央部及び船尾部が約0.7mであった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、麦崎南西方沖で東方への潮流がある中、船首を西方に向けて漂流中、船長が釣りに意識を向けて釣りを続けたことから、潮流に流されて本件網に近づいていることに気付かず、本件網のワイヤに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、麦崎南西方沖で東方への潮流がある中、船首を西方に向けて漂流中、船長が釣りに意識を向けて釣りを続けたため、潮流に流されて本件網に近づいていることに気付かず、本件網のワイヤに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、釣りをを行いながら漂流する場合、潮流に流されることもあるので、常に周囲の見張りを行うとともに、航行する海域の詳細な情報を事前に入手しておき、早期に危険を回避する措置を採ること。</li> </ul>